
監査だより Vol. 12

岩手県監査委員事務局 平成23年5月発行

☆ 平成23年度の定期監査がはじまります ☆

いよいよ6月から平成23年度の定期監査が始まります。

今年度の「監査、検査及び審査の執行方針並びに実施計画」については既に通知していたところですが、 平成23年3月11日に発生した東日本大震災津波により特に本県沿岸地域は甚大な被害を受け、監査 実施そのものが困難な公所や被災からの復旧・復興業務の遂行に支障を生じる公所があるなど、年間を通 じて先を見通すことが困難な状況となっていることから、通知済の「監査、検査及び審査の執行方針並びに 実施計画」を次のとおり見直すこととしました。

- ① 沿岸市町村所在の監査対象機関への今年度の監査は、原則実施しないこととしました。
- ② 監査対象機関については、災害復旧・復興業務への対応の実情についての調査を行い、実施の時期や監査調書の作成内容を調整のうえ、監査を実施することとしました。

なお、平成23年度の「執行方針」については変更ありません。執行方針の主な内容は、次のとおりです。

【執行方針について】

【基本方針】

行財政改革への取組状況、コンプライアンスを含む内部統制の状況、予算の適切な執行、県の事務事業の執行について、正確性、合規性、経済性、効率性、有効性の観点から、定期監査の対象となる全機関に対して財務監査と行政監査を総合的・一体的に実施。

また、財政的援助団体等監査、指定金融機関等監査、現金出納検査、決算審査及び財政健全 化判断比率等審査を実施。

【重点項目】

- (1) 調定事務の執行
- (2) 諸手当の支給に関する事務
- (3) 需用費及び備品購入費の執行
- (4) 出資法人の基本財産等の管理
- (5) 学校徴収金、団体徴収金等の 管理

平成 23 年度の重点 項目は「諸手当の支 給に関する事務」な んだって。

そういえば、手当 関係の事務は、指摘 の件数が多かった ね。 特に住居手当、通 勤手当については、 気をつけなければ ならないことは、た くさんありますね。



[平成23年度の重点項目の主な特徴]

- ① 平成 22 年度まで重点項目であった「財産の管理・公営企業及び出資法人等の財務」については、通常の点検項目とし、指摘・注意が増加している「諸手当の支給に関する事務」を新たに重点項目とすることとしました。
- ② 不適当な事務処理の状況を踏まえ、**需用費 及び備品購入の執行」**を、引き続き重点項目 としました。
- ③ 最近、資金運用で損失が生じた出資法人があったことから、「出資法人の基本財産等の管理」を重点項目とすることとしました。
- ④ 「学校徴収金等」についても、依然として 不適当な事務処理が認められることから、教 育委員会以外の所管も含め、引き続き重点 項目として監査することとしました。

☆ 平成22年度の監査結果と特徴 ☆

平成 22 年度における監査の指摘・注意件数は次のとおりです。

平成 22 年度の指摘・注意件数を合わせて 141 件となり、前年度に比べ 15 件増加し、平成 10 年度以降では最も多い件数となっています。

松体反入则	平成 22 年度			平成 21 年度			対前年度比			適用			
指摘区分別	指摘	注意	合計	指摘	注意	合計	指摘	注意	合計	(H22 の主な内容)			
予算経理一般	-	-	-	-	1	1	_	Δ1	Δ1				
収入事務	26	11	37	18	18	36	+8	A 7	+1	調定の不適当→24			
以八事份	20	11	37	10	10	30	ТО	Δ7	+	(調定の遅れ→17)			
支出事務	41	37	78	30	32	60	+11	62 +11	60 111	60 111	+5	+16	手当関係→30
又山争伤	41	3/	/0	30	32	02	TII	ТЭ	710	支払の遅れ→19			
契約事務	5	5	10	6	1	7	Δ1	+4	+3	契約保証金に係る事務処理の			
关利争伤	J	J	10	0	ı		ΔΙ	T4	7	不適当など			
工事の執行	1	_	1	-	1	1	+1	Δ1	-	着工直後の工事中止			
補助金事務	_	_	_	3	1	4	Δ3	Δ1	Δ4				
B4 去 45 TB	3	6	6 9	2	7	9	+1	Δ1		財産管理簿の未整理、財産使			
財産管理	ა	0	9		'	9	T 1		_	用許可手続きの不適当など			
行政事務の執										執行管理体制が適切でないも			
1] 以争伤の執 行	2	4	6	2	4	6	_	_	-	の、運営方法又は手続きに適			
11										切さを欠いているものなど			
合 計	78	63	141	61	65	126	+17	Δ2	+15				

また、平成22年度における財政的援助団体等監査の指摘・注意件数は次のとおりです。

松枝皮入则	平成 22 年度			平成 21 年度			対前年度比			適用
指摘区分別	指摘	注意	合計	指摘	注意	合計	指摘	注意	合計	(H22 の主な内容)
財政的援助団	E	E	10	1	,	2	+4	Т о	47	収入事務の不適当、契約内容
体等	D	9	10	•		3	T4	ТЗ	Τ/	の不適当

[※]平成 22 年度監査実施団体数 27 団体(監査対象団体数 64 団体)

注)指摘事項は県報公表を行っている不適当な事案ですが、注意事項はそれまでに至らない事案です。

【特徴】

- ・支出事務における手当額の支給誤り(特に住居手当)や、収入・支出事務の遅れによる指摘・注意が多く見られます。
- ・また、事務処理の失念により国庫補助金を年度内に受入れなかったものや不十分な工事計画により着工直後に工事を中止したものなど、県の事務執行に多大な影響を及ぼした事例も見られます。
- ・誤りの原因として、制度の理解不足や法令・規則改正等の情報不足によるものの他、担当者任せにしたまま組織での進行管理が不十分であったものが多く見られます。

これらを防ぐためにも、職場内での情報共有と相互支援ができる環境づくりが必要です。

☆ 平成22年度行政監査(特定テーマ)の結果 ☆

平成 22 年度の行政監査(特定テーマ)の結果は次のとおりとなりましたので、業務の参考にしてください。

1 監査テーマ

「遊休財産の有効活用又は処分の方針について」

2 監査の目的

遊休となっている庁舎、公舎等の実態を調査し、有効活用又は処分の方針が作成されていないもの等について早期の対応を促すことにより、財産の有効活用及び経費の節減を図ることを目的とする。

3 監査の対象

- (1) 対象機関:知事部局、医療局及び企業局
- (2) 対象とする財産: 行政財産であって、原則として平成22年4月末日時点で下記に該当する庁舎、公舎等

4 監査の結果

(1) 遊休となっている庁舎、病院等

	区分	知事部局	医療局	企業局
棟 数		8棟	4棟	-棟
床面積の	合計	16, 273. 8 m²	53, 686. 1 m ²	$-m^2$
敷地に賃	借地を含む棟数	1棟	-棟	-棟
	方針のある棟数	2 棟	1棟	-棟
方針の 有無	(うち、方針が実行 されていない棟数)	(2棟)	(1棟)	(一棟)
	方針検討中の棟数	4棟	3棟	-棟
	方針のない棟数	2棟	-棟	- 棟

(2) 遊休となっている公舎

	区分	知事部局	医療局	企業局
棟 数		58棟	89棟	1 棟
床面積の	合計	15, 633. 6 m²	13, 269. 2 m ²	223. 8 m²
未入居戸	i数/全戸数	293戸/363戸	261戸/315戸	4戸/4戸
敷地に賃	借地を含む棟数	1棟	11棟	-棟
	方針のある棟数	7棟	58棟	1 棟
 方針の 有無	(うち、方針が実行 されていない棟数)	(6棟)	(31棟)	(一棟)
有 無	方針検討中の棟数	22棟	19棟	-棟
	方針のない棟数	29棟	12棟	-棟

備考 「未入居戸数/全戸数」欄の「全戸数」とは、遊休財産に該当した公舎にある戸数の合計である。

5 監査意見

- (1) 個別の遊休財産について
 - ア 有効活用又は処分の方針がない等の庁舎について、方針の作成及び実行に努められたい。(12棟)
 - イ 過去5年間入居者がいないにもかかわらず有効活用又は処分の方針がない等の公舎は、特定の年度における特殊事情のためではなく、様々な環境変化のためであると考えられるので、それらの原因について分析した上で、それを踏まえた有効活用又は処分の方針の作成及び実行に努められたい。

また、売却するという方針は作成済だが実行されていなかった公舎については、早期の売却についてより 一層努められたい。

さらに、財産の取得財源として国庫補助金が導入されていること等の事情があり対応が保留とされていたものについても、可能な対応策の継続的な検討についてより一層努められたい。(45棟)

ウ 借地上にあって賃借料が支出されている庁舎及び公舎については、速やかに有効活用又は処分の方針を作成して実行し、遊休のまま賃借料の支出が続く状態の早急な解消に努められたい。(13棟)

- エ 維持管理費が支出されている庁舎及び公舎については、無計画に維持管理費が支出され続けることは 適当ではないので、有効活用又は処分の方針を作成した上で、有効活用するとしたものは適切に維持管理 するとともに、処分するとしたものは長期に維持管理費の支出が継続しないよう処分の実行に努められた い。(50棟)
- (2) 財産管理制度について
 - ア 遊休財産の有効活用又は処分の方針を作成する機関について 知事部局等では、財産の取得及び処分については決裁区分が 明確になっているものの、財産が遊休となった場合、どの機関が有 効活用又は処分の方針を作成するのかについては、必ずしも明確 ではない。

そこで、知事部局等の財産管理制度を所管する機関にあっては、 どの機関が有効活用又は処分の方針を作成するものであるかを周 知徹底するよう検討されたい。

イ 医療局における売却対象財産の管理について

医療局では、病院が分掌する遊休財産の売却手続中、本庁から病院に対して進捗状況等が情報提供されていないとする例及び病院から本庁に対して遊休財産の管理状況等が情報提供されていないとする例が見受けられた。

遊休財産の売却手続中も本庁と病院の情報交換を積極的に行うよう検討されたい。



知事部局における財産管理制度の総括を担当する本庁の総務部では管財業務連絡会議等を定期的に開催しているほか、平成23年2月には「県有未利用資産等活用・処分方針」を作成する等、財産管理制度の総括に努めているが、今回の監査では、有効活用又は処分の方針が作成されていない等の遊休財産が多数存在する現状が見受けられた。

本庁の総務部においては、このような現状に鑑み、各部局が方針の作成と実行を円滑に行うよう総括的機能をより一層発揮されることを期待する。



事務局長からのひとくちコメント

今号では、平成 23 年度の監査等の執行方針・実施計画と 22 年度の監査結果・行政監査(特定テーマ)結果をお知らせしています。

今年度の監査計画は平成23年3月11日に発生した東日本大震災津波の影響を踏まえ、「実施時期等について監査対象機関と調整のうえ行うこと」「沿岸地域の監査対象機関は原則実施しないこと」などの見直しを行ったところです。

この結果、平成23年度の監査は6月に行う予備監査から始まりますのでよろしくお願いします。

